

議案第4号

瀬戸内市ダイバーシティ社会推進審議会条例の制定について

瀬戸内市ダイバーシティ社会推進審議会条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和7年2月19日提出

瀬戸内市長 武久 顕也

瀬戸内市条例第 号

瀬戸内市ダイバーシティ社会推進審議会条例

(設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、瀬戸内市ダイバーシティ社会推進審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、次に掲げる事項について調査し、審議する。

- (1) ダイバーシティ社会の推進に関する基本計画の策定及び変更に関すること。
- (2) ダイバーシティ社会の推進に関する基本計画に基づく施策の推進に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、ダイバーシティ社会の推進に関し必要と認められる事項に関すること。

2 審議会は、ダイバーシティ社会の推進に関する事項について、市長に意見を述べることができる。

3 市長は、ダイバーシティ社会の推進に関する事項について、審議会に意見を求めることができる。

(組織)

第3条 審議会は、委員12人以内で組織する。この場合において、多様性に配慮した構成とするよう努めるものとする。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 公募による市民
- (3) 事業者又は公共的団体が推薦する者
- (4) その他市長が適当と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に、会長及び副会長1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務

を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第7条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、総合政策部ダイバーシティ推進室において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(瀬戸内市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 瀬戸内市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成16年瀬戸内市条例第41号)の一部を次のように改正する。

別表中「瀬戸内市男女共同参画推進審議会委員」を「瀬戸内市ダイバーシティ社会推進審議会委員」に改める。

(会議の招集の特例)

3 第6条第1項の規定にかかわらず、最初に開かれる会議は、市長が招集する。

瀬戸内市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例(平成16年瀬戸内市条例第41号)新旧対照表

現行							改正後							
別表(第1条、第2条関係)							別表(第1条、第2条関係)							
	報酬	旅費						報酬	旅費					
		鉄道賃及び船賃	航空賃	車賃	日当(1日につき)	宿泊料(1夜につき)			鉄道賃及び船賃	航空賃	車賃	日当(1日につき)	宿泊料(1夜につき)	
略							略							
瀬戸内市 男女共同 参画推進 審議会委 員	日額 6,000 円	〃	〃	〃	〃	〃	瀬戸内市 ダイバー シティ社 会推進審 議会委員	日額 6,000 円	〃	〃	〃	〃	〃	
略							略							